

広島国際大学
課外活動ガイドライン

広島国際大学学生部

2021年2月3日

課外活動を行うにあたっての基本方針・諸条件

【基本的な考え】

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いており、学生のみなさんに対しては、国・県等から感染拡大防止を念頭に慎重な行動が求められています。また、本学としても、教育・研究への影響を考慮し、学校生活のみならず、普段からの感染防止対策の徹底をお願いしているところです。一方、課外活動については、感染防止対策を徹底することを前提に、様々な競技・分野・カテゴリーで活動が再開されております。

については、学生のみなさんとともに感染症の拡大防止に取り組み、課外活動の活性化と新たな行動様式の確立を図りたく、活動を希望する団体は学生課に相談のうえ、所定の「集会等申請書」を提出し、活動の許可を得てください。

なお、緊急事態宣言等の行動制限が発出された場合は、活動に制限することがあります。

【新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮した広島国際大学行動指針に基づく課外活動への対応】

課外活動

レベルごとの指針	具体的な活動制限
<u>[レベル0]</u> 通常どおり	<u>[活動制限なし]</u> 制限を設けることなく、課外活動を実施することが可能である。
<u>[レベル1]</u> 感染拡大防止に留意して、活動を認める	<u>[すべての課外活動団体で活動可能（集会等申請書の提出が必要）。]</u> 事前に「集会等申請書」等必要書類を提出し、許可を得る。また、「行動記録表」、「健康観察表」を毎日記録・保管し、活動時は感染予防に努める。
<u>[レベル2]</u> 原則、オンラインでの活動を除き、禁止。大学が許可した一部活動のみ可	<u>[すべての課外活動団体で活動可能（集会等申請書等複数の書類の提出が必要）。]</u> 事前に「集会等申請書」、参加者全員の活動前2週間の「行動記録表」、「健康観察表」を提出し、許可を得る。また、活動直前の検温記録を保管し、提出を求められた際は、いつでも提出できるようにしておく。活動時は感染予防に努め、積極的にオンラインでの活動を採り入れる。

<p><u>[レベル3]</u> オンラインでの活動を除き、全面禁止。大学が許可した一部活動のみ可</p>	<p><u>[オンラインでの活動を主体とする。(顧問等責任者の管理のもと、一部の課外活動を許可)]</u> オンラインでの活動を主体とするが、どうしても実践的、協働的な活動が必要な場合は、顧問等責任者と相談の上、事前に「集会等申請書」、参加者全員の活動前2週間の「行動記録表」、「健康観察表」を提出し、許可を得る。また、活動直前の検温記録を活動開始前に顧問等責任者に提出すること。 なお、活動時は感染予防に努めるとともに、常時顧問等の管理のもと、下記の留意事項、および【活動する際の注意事項】を遵守すること。</p> <p>[留意事項]</p> <p>① 30分に1度は換気し、練習時間は2時間以内を目安とする。</p> <p>② 団体での活動時はマスクを常時着用すること (屋内での活動では不織布製が望ましい)。そのため身体への負担がかかるため、通常以上に休憩をとり、無理のない活動に留めること。</p> <p>③ 活動中は大きな声での会話、声掛け等はしないこと。</p> <p>④ 感染予防のため「ロッカー室」、「更衣室」の利用は短時間とし、常時マスクを着用し、会話は控えること。使用後は必ず消毒を行うこと。</p>
<p><u>[レベル4] および</u> <u>[レベル5]</u> オンラインでの活動を除き、全面活動禁止</p>	<p><u>[オンラインでの活動のみ認める]</u> オンラインでの活動のみ可能。対面での活動は全面禁止とする。</p>

【活動する際の注意事項】

1. 十分な換気ができる環境で活動すること。
2. 運動時のマスクの着用は、個人の判断とするが、休憩中やミーティング時は必ず着用すること。運動中においても、相手との間隔が2 m以内になる場合がある場合は、マスク着用が望ましい。文化系の課外活動は常時マスクを着用して活動すること。
なお、[レベル3]の場合は上表のとおり、常時着用とする。

3. 3密にならないようにすること。特にロッカー室等は交代で利用すること。また、利用は短時間とし、常時マスクを着用し、会話は控えること。使用後は必ず消毒を行うこと
4. 活動時、部長等は参加者の名簿を記録すること
5. 緊急事態宣言の発令地区から移動後、2週間経ていない学生は活動しないこと
6. 活動前、活動後はドアノブ等活動時に接触する場所は、各団体に消毒すること
7. 課外活動への参加は強制しないこと。また体調不良の学生は参加させないこと。
8. 各種競技団体に定められたガイドラインに沿って活動すること

【禁止する活動】

[レベル1] 以上の行動指針時は、次の活動は禁止とする。

1. 活動中の食事（水分補給を除く）
2. 不特定多数が参加するイベント等への実施・参加
3. 宿泊を伴う活動（[レベル1] および大会参加時を除く）
4. 課外活動後を含め、飲食を伴う行事（歓迎会、懇親会、食事会 等）
5. その他、感染症対策が不十分な行動、活動

以上